

天災地変（台風・大雨・地震）等に係る訓練実施の取扱いについて

天災地変（台風・大雨・地震）等が発生した場合の訓練実施の判断は、次により取り扱います。

1. 気象庁により警報が発令された場合

対象となる警報	状況	措置
佐賀市に「大雨」「暴風」のいずれかの警報が発令された場合	午前7時の時点で、警報発令中かつJR伊賀屋駅に停車する普通電車が運転見合わせ	午前の訓練を休講（訓練休）
	午前10時の時点で、警報発令中かつJR伊賀屋駅に停車する普通電車が運転見合わせが継続	午後の訓練についても休講（訓練休）

2. 佐賀市で地震が発生した場合

対象となる地震規模	状況	措置
佐賀市で「地震（震度5弱以上）」が発生した場合	午前7時の時点で、JR伊賀屋駅に停車する普通電車が運転見合わせ	午前の訓練を休講（訓練休）
	午前10時の時点で、JR伊賀屋駅に停車する普通電車が運転見合わせが継続	午後の訓練についても休講（訓練休）

3. 確認方法等

上記の内容において、当日の休講（訓練休）の判断が困難な場合は訓練課受講者支援係あて電話連絡にてご確認ください。

また、列車の運行状況は※JR九州アプリでも確認できます。

なお、お電話でのお問い合わせは、午前8時45分以降に（電話：0952-26-9516）へご連絡ください。

4. その他

（1）午前6時までに佐賀市において、台風等による天災地変及びJRの運休が発生している場合は、通所時の安全確保のため、午前7時まで自宅待機してください。
また、午前の訓練が休講（訓練休）となった場合は、同様の観点から午前10時まで自宅待機してください。

（2）訓練時間中に、気象条件の悪化により訓練の継続が困難となった場合、または受講生の帰宅時の安全確保が困難であると所長が判断した場合は、適宜休講（訓練休）とします。

（3）佐賀市を除く地域において、上記1及び2と同様の状況が発生した場合は、原則として休講（訓練休）とはしません。

ただし、災害等による危険性や交通網の混乱状況を十分確認のうえ、安全に留意して通所してください。

（4）電車事故等、天災地変以外の事由により、通所経路上で利用する公共交通機関に運転見合わせが発生した場合は、休講（訓練休）とはしません。

ただし、申請した通所以外の手段による通所は行わず、運転再開等を待って通所してください。

※JR九州アプリはApp StoreまたはGoogle Playで『JR九州アプリ』と検索してダウンロードしてください。